

平成30年度・31年度扶桑町入札参加資格審査申請について
(物件の製造、購入、その他委託業務等)

平成30年度及び31年度において、扶桑町が発注する物件の製造、購入、その他委託業務等に係る競争入札に参加を希望される方は、次により申請書を提出してください。

1 申請者の要件

次のいずれかに該当する方は、特別の理由がある場合を除くほか、競争入札に参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- (2) 営業に関し、法令の規定により必要とされる許可、登録等を受けていない者
- (3) 故意に虚偽の事項を申請し、又は虚偽の事項が記載された書類を故意に提出した者
- (4) 扶桑町の指定する国税、愛知県税及び扶桑町税に未納がある者
- (5) 「扶桑町が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年9月4日付け丹羽郡扶桑町長・扶桑町教育委員会教育長・愛知県犬山警察署長締結）に基づく排除措置を受けている者

2 申請書の提出方法並びに受付の期間、時間及び提出先

(1) 提出方法

(4)の提出先へ「4 提出書類」で定める申請書等必要書類を直接持参又は郵送してください。なお、申請に必要な書類が全て不備無く提出されたことをもって申請の受付とし、受付証を交付します。

(2) 受付期間

- ① 定時受付：平成30年1月4日（木）から平成30年2月15日（木）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）
- ② 随時受付：平成30年4月2日（月）から平成32年1月31日（金）まで（日曜日、土曜日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）

(3) 受付時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（郵送による提出の場合は受付期間最終日の午後5時までに必着のこと。）

(4) 提出先

扶桑町役場 総務部 総務課

郵送による提出時の送付先は次のとおりです。

〒480-0102 愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天道330番地
扶桑町役場 総務部 総務課 人事グループ

3 入札参加資格の有効期限

入札参加資格決定の日（定時受付分は平成30年4月1日）から平成32年3月31日まで有効とします。ただし、平成32年4月1日以降、新たに入札参加資格者を決定するまでの間は、従前に入札参加資格は、なおその効力を有します。

4 提出書類

次表の書類をナンバー順に揃え、書類の長辺左側に2穴パンチで穴開けし、クリップで留めて1部提出してください。郵送で提出する場合は書類を折らずに、封筒（角2サイズ。封筒表面に”物品申請書在中”と記載してください。）に入れて提出してください。

各種証明書等は、証明書発行日が申請日から3か月以内のものに限ります。

次表中、★印の書類については、原寸にて鮮明なものに限り複写機による写しも可。

次表及び「6 変更等の届出」の表中、受任者とは、委任を受けて契約を締結する事業所等の代表者をいい、例えば支店長や営業所長等がこれに該当します。ただし、いわゆる本店で契約する場合でも、例えば営業部長等に契約締結権限等を委任する際にも必要となります。

No.	提出書類名	説明
1	入札参加資格審査申請書 (物件納入・委託業務用)	扶桑町独自様式(申請書、入札参加資格審査カード、 主な営業・業務経歴書)
2	委任状	委任する場合のみ
3	★履歴事項全部証明書	法人の場合のみ（法務局発行のもの）
4	★印鑑証明書	法人：法務局発行のもの 個人：市区町村発行のもの
5	★身元(身分)証明書	個人の場合及び受任者のみ(本籍地の市区町村 発行のもの。日本国籍を有しない方は外国人登録 証明書又は在留カード若しくは特別永住者証明 書の写し)
6	★登記されていないことの 証明書	個人の場合及び受任者のみ（全国の法務局・地方 法務局（本局）の戸籍課窓口にて発行。また、東京法 務局では郵送申請も可能） <u>成年被後見人、被保佐人、被補助人</u> とする記載が ないこと。補助を受けていないことの証明に抜けがな いようご注意ください。
7	★許可登録等証明書	必要とする業種のみ(汚水処理施設清掃管理業務を 希望する方は、扶桑町発行の「浄化槽清掃業許可証」 (写)を添付してください。)
8	★納税証明書 ● 国税、愛知県税及び扶 桑町税は、税の未納滞 納がないことが確認 できる書類(完納証明 等)。扶桑町税は従来 どおり申請直近の事 業年度2年間分の納 税証明書でも可とす	国税 法人の場合：税務署が発行した法人税、消費税及 び地方消費税の納税証明書(その3の 3 未納のないことの証明) 個人の場合：税務署が発行した申告所得税及び 復興特別所得税、消費税及び地方 消費税の納税証明書（その3の2 未納のないことの証明)

<p>る（※3）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 納期未到来又は納税猶予を受けている場合は、未納がないものとみなす。 ● <u>愛知県又は扶桑町に納税義務を全く有しない場合には、入札参加資格審査申請書1ページ目の「納税義務」欄にチェックすること。</u> <p>※3 扶桑町税について、従来どおり申請直近の事業年度2年間分の納税証明書で提出する場合は、課税されている税目についてのみ提出してください。</p>	<p>愛知県税（愛知県に納税義務を有する場合のみ） 納税証明書「あいち電子調達共同システム(物品等)入札参加資格申請用」も可 法人の場合：「法人県民税」「法人事業税（地方 法人特別税を含む）」「自動車税 ※1」に未納の税額のないことの証明書 個人の場合：「個人事業税」「自動車税 ※1」に未納の税額のないことの証明書</p> <p>※1 <u>自社で保有する自動車がない等、自動車税を支払う理由がない場合でも、「自動車税」の「未納のないこと」の証明書は交付されますので、「自動車税」についても、必ず納税証明書の交付を受けてください。</u></p> <p>扶桑町税（扶桑町に納税義務を有する場合のみ） ※2 法人の場合：「法人町民税」「固定資産税」の完納証明書（未納の税額のないもの） 個人の場合：「町県民税」「固定資産税」「国民健康保険税」の完納証明書（未納の税額のないもの）</p> <p>※2 扶桑町税のうち、例えば法人町民税が課税されているが固定資産税は課税されていない法人のような場合は、「法人町民税」の完納証明書の交付を受けてください。</p>
<p>9 返信用封筒</p>	<p>長形3号封筒に82円切手を貼付し返信先を明記のこと</p>

5 提出時の注意事項

書類はパソコンで作成又はボールペン等で明確に記入してください。

提出書類に不備や不足がある場合は、ファクシミリ等にて不足書類等を連絡しますので、訂正・追加等の上、町が指定する期間内（以下「指定期間」という。）に再度提出してください（ファクシミリによる提出は不可）。

なお、指定期間内に不足書類等が提出されない場合、申請は不受理となる場合がありますのでご注意ください。

6 変更等の届出

入札参加資格審査申請書を提出した者で、次表に掲げる事項に変更があったときは、速やかに次の事項を明記した変更届に同表の書類を添えて提出してください。

ただし、定時受付分に係る入札参加資格申請の内容の変更は、平成30年4月2日（月）以降に受付を行います。

- | | |
|----------------|-----------------------|
| (1) 住所又は所在地 | (2) 商号又は名称 |
| (3) 役職名及び代表者氏名 | (4) 変更の届出年月日 |
| (5) 業種名 | (6) 変更事項名及び変更前・変更後の内容 |

(7) 変更年月日

(8) 受付番号

各種証明書等は、証明書発行日が申請日より3か月以内のものに限ります。

次表中、★印の書類については、原寸にて鮮明なものに限り複写機による写しも可。

変 更 事 項	添 付 書 類
(1) 商号又は名称 (支店、営業所等を含む)	★履歴事項全部証明書 (登記を要する場合のみ)
(2) 所在地又は電話番号 (支店、営業所等を含む)	★履歴事項全部証明書 (登記を要する場合のみ)
(3) 許可登録等に関する事項	★許可登録等証明書
(4) 資本金 (法人のみ)	★履歴事項全部証明書
(5) 代表者	★履歴事項全部証明書 (法人のみ) ★身元(身分)証明書及び登記されていないこと の証明書 (成年被後見人、被保佐人、被補助人 とする記載がないこと。個人の場合のみ)、 委任状 (委任する場合のみ、原本)
(6) 支店長等 (契約権限を委任され ている者のみ)	★身元(身分)証明書及び登記されていないこと の証明書 (成年被後見人、被保佐人、被補助人と する記載がないこと。受任者のみ。)、 委任状 (原本)
(7) 使用印鑑	使用印鑑届 (原本) ★印鑑証明書
(8) 個人から法人への変更	新会社の入札参加資格審査申請書類一式
(9) 合併等による事業の承継	★事業を承継したことを証する書面、 ★許可登録等証明書

7 資料等の提出

申請後、確認のために申請内容を証明できる書面の提示(提出)を求めることがありますので、申請は必ず書面で証明できる内容により行ってください。また、証明書類は必ず書面で証明できる内容により行ってください。

8 その他

- (1) 申請に際し、絶対に虚偽のないようにしてください。万が一、虚偽の申請をした場合は、指名停止措置や入札参加資格の取消しの対象となる場合があります。
- (2) 当該入札参加資格申請に基づく入札参加資格者名簿は、公表する予定ですので、あらかじめご了承ください。

9 問い合わせ先 扶桑町役場 総務部 総務課 TEL 0587-93-1111 (内線218)

平成30年度・31年度扶桑町入札参加資格審査(物件・委託業務等)申請書類チェックリスト1

✓	提出書類	法人	法人(支店等)	個人	備考
	入札参加資格審査申請書(1頁)	<ul style="list-style-type: none"> ・「所在地」ほか記載漏れはありませんか？ ・実印と契約使用印を押印してください ・愛知県・扶桑町に納税義務を有しない場合は、当該欄をチェックしてください 	<ul style="list-style-type: none"> ・「所在地」ほか記載漏れはありませんか？ ・本社は実印、支店等は契約使用印を押印してください ・愛知県・扶桑町に納税義務を有しない場合は、当該欄をチェックしてください 	<ul style="list-style-type: none"> ・「所在地」ほか記載漏れはありませんか？ ・実印と契約使用印を押印してください ・愛知県・扶桑町に納税義務を有しない場合は、当該欄をチェックしてください 	×
	入札参加資格審査申請書(2頁)	<ul style="list-style-type: none"> ・「契約希望品名業務名」ほか記載漏れはありませんか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・「契約希望品名業務名」ほか記載漏れはありませんか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・「契約希望品名業務名」ほか記載漏れはありませんか？ 	×
	入札参加資格審査申請書(3頁)	<ul style="list-style-type: none"> ・営業上、必要な許可登録を受けていたり、資格を有する職員がいる場合のみ 	<ul style="list-style-type: none"> ・営業上、必要な許可登録を受けていたり、資格を有する職員がいる場合のみ 	<ul style="list-style-type: none"> ・営業上、必要な許可登録を受けていたり、資格を有する職員がいる場合のみ 	×
	入札参加資格審査申請書 「入札参加資格審査カード」	<ul style="list-style-type: none"> ・「所在地」「名称」ほか、記載漏れはありませんか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・「所在地」「名称」ほか、記載漏れはありませんか？(※所在地、名称、代表者職氏名は契約を締結する営業所について記載) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「所在地」「名称」ほか、記載漏れはありませんか？ 	×
	入札参加資格審査申請書 「主な営業・業務経歴書」	<ul style="list-style-type: none"> ・「申請者名称」「主な営業・業務経歴」に記載漏れはありませんか？ ・「主な営業・業務経歴」は別紙参照・添付による記載は不可となります 	<ul style="list-style-type: none"> ・「申請者名称」「主な営業・業務経歴」に記載漏れはありませんか？ ・「主な営業・業務経歴」は別紙参照・添付による記載は不可となります 	<ul style="list-style-type: none"> ・「申請者名称」「主な営業・業務経歴」に記載漏れはありませんか？ ・「主な営業・業務経歴」は別紙参照・添付による記載は不可となります 	×
	委任状		<ul style="list-style-type: none"> ・営業所等に契約を委任する場合に必要 ・委任者は実印、受任者は契約使用印を押印してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・営業所等に契約を委任する場合に必要 ・委任者は実印、受任者は契約使用印を押印してください 	×
	履歴事項全部証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・法務局発行のもの ・証明年月日は、申請書提出時における3ヶ月以内のもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・法務局発行のもの ・証明年月日は、申請書提出時における3ヶ月以内のもの 		○
	印鑑証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・証明年月日は、申請書提出時における3ヶ月以内のもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・証明年月日は、申請書提出時における3ヶ月以内のもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・証明年月日は、申請書提出時における3ヶ月以内のもの 	○
	身元(身分)証明書		<ul style="list-style-type: none"> ・受任者分 ・証明年月日は、申請書提出時における3ヶ月以内のもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・代表者分 ・証明年月日は、申請書提出時における3ヶ月以内のもの 	○
	登記されていないことの証明書		<ul style="list-style-type: none"> ・受任者分 ・成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記載がないこと。 ・証明年月日は、申請書提出時における3ヶ月以内のもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・代表者分 ・成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記載がないこと。 ・証明年月日は、申請書提出時における3ヶ月以内のもの 	○

平成30年度・31年度扶桑町入札参加資格審査(物件・委託業務等)申請書類チェックリスト2

✓	提出書類	法人	法人(支店等)	個人	備考
	許可登録等証明書	・営業上、許可登録が必要な場合	・営業上、許可登録が必要な場合	・営業上、許可登録が必要な場合	○
	扶桑町発行の「浄化槽清掃業許可証」(写)	・「汚水処理施設清掃管理業務」契約希望の場合に必要	・「汚水処理施設清掃管理業務」契約希望の場合に必要	・「汚水処理施設清掃管理業務」契約希望の場合に必要	○
	納税証明書(国税)	・その3の3 ・証明年月日は、申請書提出時における3ヶ月以内のもの	・その3の3 ・証明年月日は、申請書提出時における3ヶ月以内のもの	・その3の2 ・証明年月日は、申請書提出時における3ヶ月以内のもの	○
	納税証明書(愛知県税) ※ 愛知県に納税義務を有する場合のみ	以下に示す税に未納がないこと ・法人県民税 ・法人事業税(地方法人特別税を含む) ・自動車税 ・証明年月日は、申請書提出時における3ヶ月以内のもの	以下に示す税に未納がないこと ・法人県民税 ・法人事業税(地方法人特別税を含む) ・自動車税 ・証明年月日は、申請書提出時における3ヶ月以内のもの	以下に示す税に未納がないこと ・代表者個人事業税(対象事業者のみ) ・自動車税 ・証明年月日は、申請書提出時における3ヶ月以内のもの	○
	納税証明書(扶桑町税) ※ 扶桑町に納税義務を有する場合のみ	以下に示す税に未納がないこと(又は直近2年分) ・法人町民税 ・固定資産税 ・証明年月日は、申請書提出時における3ヶ月以内のもの	以下に示す税に未納がないこと(又は直近2年分) ・法人町民税 ・固定資産税 ・証明年月日は、申請書提出時における3ヶ月以内のもの	以下に示す税に未納がないこと(又は直近2年分) ・代表者町県民税 ・代表者固定資産税 ・代表者国民健康保険税 ・証明年月日は、申請書提出時における3ヶ月以内のもの	○
	返信用封筒	・長形3号封筒に82円切手貼付 ・返信宛先を明記してください。	・長形3号封筒に82円切手貼付 ・返信宛先を明記してください。	・長形3号封筒に82円切手貼付 ・返信宛先を明記してください。	×

登記されていないことの証明書は、全国の法務局・地方法務局(本局)の戸籍課の窓口のみで発行され、愛知県内は名古屋法務局、三重県内は津地方法務局、岐阜県内は岐阜地方法務局となります。また、郵送での請求は、東京法務局でのみ行っていますが、取得に10日程度かかりますのでご注意ください。

身分証明書と登記されていないことの証明書の関係

◇◇身分証明書と登記されていないことの証明書◇◇

◇身分証明書とは

身分証明書とは、禁治産・準禁治産宣告の通知、後見登記の通知、破産宣告・破産手続開始決定の通知を受けていないことを証明したものになります。

申請者の本籍地の市区役所・町村役場の戸籍係等へ申請してください。

◇登記されていないことの証明書とは

登記されていないことの証明書とは、後見登記等ファイルに記録されていないことを証明するもので、主に成年被後見人・被保佐人等に該当しないことを証明する際に必要になります。

全国の法務局・地方法務局（本局。愛知県では名古屋法務局）窓口で発行しています。本証明書の郵送での取扱いについては、東京法務局へ申請してください。

◇「身分証明書」と「登記されていないことの証明書」の関係は

平成12年3月31日以前は、禁治産者（成年被後見人とみなされる者）・準禁治産者（被保佐人とみなされる者）については、その内容は本人の戸籍への記録という方法で公示されていましたが、平成12年4月1日以降は、新しい成年後見制度の施行により、その公示方法が戸籍への記録から後見登記等ファイルへの登記に変更されました。

そのため、平成12年3月31日以前に、いわゆる欠陥条項に該当しないこと（禁治産者（成年被後見人とみなされる者）・準禁治産者（被保佐人とみなされる者）に該当していないこと）の証明は、従前どおり本籍地の市区町村が発行する「身分証明書」によって行うこととなり、平成12年4月1日以降は、その証明は成年被後見人・被保佐人等に該当していないことを証明する「登記されていないことの証明書」によって行うこととなります。

その結果、いずれの時点においても欠格事由に該当していないことを証明するためには、「身分証明書」及び「登記されていないことの証明書」の両方が跡要となります。

なお、「破産者」でないことの証明につきましては、従前どおり「身分証明書」によってのみ証明されることとなります。

『禁治産者』

取引行為のなかには、不動産や株式の売買などのようにむすかしいものから日用品の購入に至るまで、種々のものがある。ところが、なんらかの継続的な精神的欠陥のため、どんなにやさしい取引行為であつても、これを行うことが通常は困難であるというほどに重症の者。

『準禁治産者』

心神耗弱(こうしやく)、浪費癖のため、一定の者からの請求によって、家庭裁判所から準禁治産の宣告を受けた者。

『成年被後見人』

精神上の障害により事理を弁識する能力(判断能力)を欠く常況のある者で、家庭裁判所の後見開始の書判を受けた者。

『被保佐人』

精神上の障害により事理を弁識する能力(判断能力)が著しく不十分な状況にある者で、家庭裁判所の保佐開始の審判を受けた者。

『破産者』

裁判所の破産宣告を受けた人のこと。

『破産者で復権を得ないもの』

破産者であつて、免責許可の決定の確定、破産手続廃止の決定の確定等による復権を得ていない者。